

公立大学法人山形県立保健医療大学教育研究機器管理要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山形県立保健医療大学に設置されている教育研究機器（以下「機器」という。）を、教員が教育及び研究のために有効に活用できるように、その管理方法を定めるものとする。

(教育研究機器)

第 2 条 この要綱において機器とは、教育及び研究の目的で設置した物品のうち公立大学法人山形県立保健医療大学固定資産管理規程（平成21年規程第80号）第 2 条に定める固定資産及び第 3 条に定める準資産に該当するもの並びに購入価格が 5 万円以上で 1 年以上の使用に耐えるものをいう。

(管理責任者の指定)

第 3 条 理事長は、別表のとおり実習室及び実験室等（以下「実習室等」という。）に設置されている機器の管理責任者（以下「機器管理責任者」という。）を指定する。

(機器管理責任者の職務)

第 4 条 機器管理責任者は、理事長の指示の下に機器の管理を行い、機器が教育研究に使用できるように点検整備を行うものとする。

2 機器管理責任者は、教員に対して機器の使用法の指導等を行い、機器が教育及び研究のため有効に活用できるように努めるものとする。

3 機器管理責任者は、機器に不良等があった場合は、応急措置を行うとともに事務局に連絡するものとする。

(機器管理補助者)

第 5 条 機器管理責任者は、機器管理責任者を補助し、前条の職務にあたらせるため、機器ごとに機器管理補助者を置くことができる。

2 機器管理責任者は、機器管理補助者を置いたときは、すみやかに理事長に届け出るものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、機器の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表

実習室等名	機器管理責任者
基礎看護学実習室、成人看護学実習室・栄養学実習室、地域看護学実習室・老年看護学実習室・ADL実習室、助産学実習室・母性小児看護学実習室、器具庫	看護学科長
運動学実習室、理学療法評価実習室・運動療法実習室、物理療法実習室、物理療法準備室、水治療実習室、義肢装具室、義肢装具準備室	理学療法学科長
作業療法評価実習室・基礎作業療法実習室、発達障がい作業療法実習室	作業療法学科長
基礎生命科学実習室、基礎生命科学準備室、電気生理実験室・標本室、物理学実験室、化学実験室、実験準備室、語学教室、音楽室、教員実験室1、教員実験室2、教材作成室	基礎教育教員会議の長
電子計算機室、情報処理教室	研究・地域貢献等推進委員会委員長